

令和2年第1回津南町議会定例会会議録

(3月2日)

招集告示年月日		令和2年2月17日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和2年2月27日 午前10時00分			閉会	令和2年3月13日午後1時56分		
応招・ 不応招  出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	滝沢元一郎	応・出	8番	村山道明	応・出	
	2番	小木曾茂子	応・出	9番	恩田稔	応・出	
	3番	久保田等	応・出	10番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	11番	津端眞一	応・出	
	5番	桑原義信	応・出	12番	草津進	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	13番	風巻光明	応・出	
	7番	石田タマエ	応・出	14番	吉野徹	応・出	
地方自治 法第121 条の規定 により説明 のため出席 した者の職・氏 名（出席者： ○印）	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	税務町民課長	小林武	○	
	副町長	小野塚均	○	地域振興課長 農業委員会事務局長	小島孝之	○	
	教育長	桑原正	○	建設課長	柳澤康義	○	
	農業委員会 長			教育委員会教育 次長	上村栄一	○	
	監査委員	藤ノ木勤	○	会計管理者	板場康之	○	
	総務課長	村山詳吾	○	病院事務長	根津和博	○	
	福祉保健課 長	鈴木正人	○				
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	高橋昌史	議会事務局班長	石田剛士		
会議録署名議員		3番	久保田等	8番	村山道明		

## 〔付議事件〕

(3月2日)

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 承認第1号  | 専決処分の承認について（令和元年度津南町一般会計補正予算（第8号））                          |
| 日程第2  | 同意第1号  | 津南町教育委員会委員任命の同意について   |
| 日程第3  | 議案第1号  | 津南町課設置条例の制定について   |
| 日程第4  | 議案第2号  | 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                             |
| 日程第5  | 議案第3号  | 新潟県中魚沼郡津南町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第6  | 議案第4号  | 津南町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 日程第7  | 議案第5号  | 津南町町政事務嘱託員設置条例の一部を改正する条例の制定について                             |
| 日程第8  | 議案第6号  | 津南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について                                    |
| 日程第9  | 議案第7号  | 津南町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について                         |
| 日程第10 | 議案第8号  | 津南町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について                     |
| 日程第11 | 議案第9号  | 津南町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について                      |
| 日程第12 | 議案第10号 | 津南町母子手当等支給条例の一部を改正する条例の制定について                               |
| 日程第13 | 議案第11号 | 津南町医学生等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について                            |
| 日程第14 | 議案第12号 | 津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について                                |
| 日程第15 | 議案第13号 | 津南町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第14号 | 津南町簡易水道及び小規模水道条例の一部を改正する条例の制定について                           |
| 日程第17 | 議案第15号 | 津南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について          |

日程第18	}	議案第16号	令和元年度津南町一般会計補正予算（第9号）
日程第19		議案第17号	令和元年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第20		議案第18号	令和元年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第21		議案第19号	令和元年度津南町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第22		議案第20号	令和元年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
日程第23		議案第21号	令和元年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第24		議案第22号	令和元年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第25		議案第23号	財政調整基金の処分について
日程第26		議案第24号	令和2年度津南町一般会計予算
日程第27		議案第25号	令和2年度津南町国民健康保険特別会計予算
日程第28	議案第26号	令和2年度津南町後期高齢者医療特別会計予算	
日程第29	議案第27号	令和2年度津南町介護保険特別会計予算	
日程第30	議案第28号	令和2年度津南町簡易水道特別会計予算	
日程第31	議案第29号	令和2年度津南町下水道事業特別会計予算	
日程第32	議案第30号	令和2年度津南町農業集落排水事業特別会計予算	
日程第33	議案第31号	令和2年度津南町病院事業会計予算	

## 議長の開議宣告

議長（吉野 徹）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

## 議事日程の報告

議長（吉野 徹）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

### 日 程 第 1

承認第 1 号 専決処分の承認について（令和元年度津南町一般会計補正予算（第 8 号））

議長（吉野 徹）

承認第 1 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認第 1 号につきましては、総務費でふるさと納税の寄附額が現計予算より増える見込みにあることより、所要額の補正について 2 月 4 日付で専決処分をしたものでございます。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（村山 詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第 1 号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第 1 号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、承認第 1 号は承認することに決定いたしました。

## 日 程 第 2

### 同意第 1 号 津南町教育委員会委員任命の同意について

議長（吉野 徹）

同意第 1 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本町教育委員会委員が 1 名欠員となっていることにより、島田福德氏を任命したいので、議会の同意をお願いするものでございます。島田氏の略歴につきましては、参考資料のとおりであり、人格、識見ともに教育委員として適任者であると考えておりますので、御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

10 番、栗原洋子議員。

（10 番）栗原洋子

1 点お聞きします。この任命のかた、島田さんは、教育や保育の行政についてどういうふうなお考えのかたなのか、少し聞かせてください。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

どういうふうな考えと言われても、具体的な考えというのは聞いてはおりません。しかしながら、島田さんは 3 人のお子さんの親御さんでございまして、中等教育学校の PTA の役員を務められております。非常に教育熱心なかたで、日頃から教育に関しては、お話をいただいているところです。ただ、どういうふうな考えかというのは、特に確認を取っておりません。中立な立場というところがございますので、いろいろなことに関しまして御意見をいただければと思っております。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 1 号について採決を行います。

採決は先例に従い無記名投票をもって行います。議場を閉鎖いたします。

—（書記議場閉鎖）—

ただいま議場に在場する表決権を有する出席議員数は13名です。採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、筒井秀樹議員及び11番、津端眞一議員を指名いたします。

議長（吉野 徹）

投票用紙を配布いたします。

—（投票用紙の配布）—

念のため申し上げます。本案を可とする方は「賛成」と、否とする方は「反対」と記載願います。なお、白票、他事記載は否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

—（投票箱の点検）—

異常なしと認めます。

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

—（投票の実施）—

議長（吉野 徹）

投票漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人は所定の席にお着き願います。

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

議長（吉野 徹）

開票の結果を申し上げます。投票総数13票。内、有効投票13票。無効投票0票。有効投票中賛成13票、反対0票。

以上のとおり全員賛成です。よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

### 日 程 第 3

#### 議案第1号 津南町課設置条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

稼ぎ、暮らしていける農業の実現、新たな園芸品目の導入及び農業・林業全体の振興と商工業・観光業の振興、観光地域づくり、ジオパークとの連携、移住・定住及び企業誘致にさらに取り組むために、地域振興課を農林振興課と観光地域づくり課に再編して、体制を強化するものでございます。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

11番、津端眞一議員。

（11番）津端眞一

1点だけ、観光地域づくり課の今ほど説明のあった「鉱工業振興に関すること」、これを具体的にお願ひします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

硬いほうの鉱というのは今ほとんどないのですけれども、言葉として今も鉱工業と残っておりますし、あと、統計調査、国勢調査において、鉱業に従事しているかたが今いらっしゃいます。その関係で、鉱工業という言葉で今回引き続き残させていただきました。

以上です。

議長（吉野 徹）

11番、津端眞一議員。

（11番）津端眞一

この鉱という文言が前からあったということで理解してよろしいですか。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

以前から残っております。

議長（吉野 徹）

10番、栗原洋子議員。

（10番）栗原洋子

1点なのですが、農林振興課、観光地域づくり課というのができるということは、課長も班長も職員を増やすということですか。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

課長につきましては、それぞれの課で課長を設置することになっております。班の再編につきましては、規則で定めることになっておりますので、班長につきましても設置することになっております。

議長（吉野 徹）

10番、栗原洋子議員。

（10番）栗原洋子

それだと職員が今の職員の定数ではなくて、もっと増えるということですか。それとも、その中で、課の中にいる職員で賄うというか、当たるわけですね。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

具体的な職員の人事配置につきましては、今後、人事異動で決めさせていただきたいと思っておりますので、現時点では未定ということをお願いいたします。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第1号について採決いたします。



議案第 1 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立 12 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

#### 日 程 第 4

#### 議案第 2 号 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第 2 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために、関係法律の整備に関する法律第 44 条において地方公務員法の一部が改正されましたので、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 2 号について採決いたします。

議案第 2 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

#### 日 程 第 5

#### 議案第 3 号 新潟県中魚沼郡津南町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第 3 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員のサービスの宣誓について所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

10番、栗原洋子議員。

（10番）栗原洋子

会計年度任用職員制度で津南町がパートタイムを採用していきまして、パートタイムのかたも常勤の正職員のかたも同じに服務に専念するということが良いことだと思うのですが、パートタイムの会計年度任用職員については、この公務員法に載っているように「営利企業への従事等の制限の対象外としましたが、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律が適用となること」となっています。そして、「勤務時間の長短に関わらず、パートタイムの会計年度任用職員に対しては、職務専念義務に支障をきたすような長時間労働を行わないよう指導すること」などと書いてあります。職務専念義務というのは、公務員に対しては当然あるわけですが、パートタイムの会計年度任用職員に関しても同じということですが署名を求めるといふことなのですね。書面をもってということなのですね。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

今回のこのサービスの宣誓についての規定でございます。議員おっしゃるとおり、署名した宣誓書を提出することで、宣誓を行ったとみなすということでございます。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第3号について採決いたします。

議案第3号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 6

### 議案第4号 津南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第4号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、非常勤特別職から会計年度任用職員等への移行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

1点だけお伺いします。このリストを見ますと、各種委員が費用弁償等決められているわけですがけれども、病院運営審議会は、この項目をずっと見ていたのですが見当たらないのです。確か年2回、予算・決算の時にこういった報酬が出ているかと思えます。このリストには載ってこないのでしょうか。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

病院運営審議会の委員につきましては、津南町の特別職の職員の非常勤の者に定義付けられておりませんので、こちらには載ってきておりません。ただし、会議等で出席された際には、費用弁償等が支給されることになっております。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第4号について採決いたします。

議案第4号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 7

### 議案第5号 津南町町政事務嘱託員設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第5号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、町政事務嘱託員が非常勤特別職から除かれたことにより、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第5号について採決いたします。

議案第5号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 8

### 議案第6号 津南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第6号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に交付されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、税務町民課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

税務町民課長。

税務町民課長（小林 武）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第6号について採決いたします。

議案第6号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 9

### 議案第7号 津南町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 日 程 第 10

### 議案第8号 津南町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

## の制定について

### 日 程 第 11

#### 議案第9号 津南町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第7号から議案第9号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

子どもの医療費助成について、入院に係る自己負担をなくし無償化とし、ひとり親家庭等医療費助成、重度心身障害者医療費助成についても、子どもの入院に係る入院費を無償化することにより子育て支援の充実を図るため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、福祉保健課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより一括して質疑を行います。

8番、村山道明議員。

（8番）村山道明

実績人数、それから、財源の金額を教えてください。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

財源としましては、今回、入院の医療費助成の部分を対象とさせていただいておりますが、年間で若干変動がある可能性があるのですけれども、おおむね入院の無料分に係る部分については100万円程度ということで見込ませていただいているところです。対象者の人数なのですけれども、すみません、手元に資料がありませんので、後ほどお

伝えさせていただきたいと思っております。

議長（吉野 徹）

13 番、風巻光明議員。

（13 番）風巻光明

8 番議員と同一質問ですので、いたしません。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

財源のお話なのですけれども、年間でおよそ 100 万円程度というふうに見込んでいます。ですから、新年度の予算としましては、約半年分ということですので、すみませんが追加させていただきますが、50 万円程度というふうに見ております。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（吉野 徹）

議案第 7 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 7 号について採決いたします。

議案第 7 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第 8 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 8 号について採決いたします。

議案第 8 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第 9 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 9 号について採決いたします。

議案第 9 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 12

### 議案第10号 津南町母子手当等支給条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第10号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

母子手当の支給対象者に対して、前年の所得額に応じた支給制限をかけるようにするため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、福祉保健課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

10番、栗原洋子議員。

（10番）栗原洋子

母子手当は、今まで町独自に設けた制度でありますけれど、これは本当になくさないでいただきたいと思っています。児童扶養手当というのは国の制度でありますけれど、この基準がどのくらいの人を基準にしているのか。今、説明がありました母子手当のほうの1人扶養のかたが幾らというのがありましたけれども、所得がどのくらいになるともらえなくなるのか。その辺を教えてください。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

私どもとしても、ならば、この制度を維持していきたいというなかで検討させていただいたものです。これは、ひとり親のかたを対象にした給付の制度であるわけですが、場合によっては、この制度の対象とならないようななかで、所得の水準がより低



い家庭も中にはきつとあるかと思われます。そういったかたの世帯については、支給を受けることができないという部分がありますので、その辺で均衡を考えて、町としては、所得の制限をどこかで設けさせていただくことができないかということで検討をさせていただいたものになっております。今ほどお話のありました児童扶養手当につきましては、国の制度でひとり親のかたということで実施されている制度ですけれども、お話のありましたとおり津南町の手当てにつきましては、国の制度に先んじるようなかたちで早くから対応させてきていただいたもので、それに対して国の事業が少しずつ拡充されてくるような状況もございました。そういったなかで、今、国の制度につきましては、全部支給、一部支給ということで、少し段階を踏んで支給額の調整をさせていただいているところです。私どもとしては、その中のより高い水準の一部支給、もう完全に手当てが出なくなりますよという水準に合わせるようなかたちで、今回の支給の基準を設定させていただいたところです。先ほどお話をさせていただきました給与と所得の場合の収入ベースでお話をさせていただきましたけれども、これを所得に変えますと、扶養がお一人のかたの場合、先ほど、給与収入ですと 365 万円ということですが、これは所得税法上で給与を所得に換算した後という所得ベースということになりますと 230 万円。それから、扶養親族がお二人の場合には、先ほど 412 万 5,000 円ということですが給与収入のお話をさせていただきましたけれども、所得の分としては 268 万円という金額ということになっております。

以上です。

議長（吉野 徹）

10 番、栗原洋子議員。

（10 番）栗原洋子

やっぱりこの支給制限をしないで、今までどおり支給をぜひしていただきたいと思います。母子手当は 1 か月 5,000 円ですよね。4 か月に 1 回ということで、その支給方法もやっぱり毎月支給をしていただきたいという要望がありますので、この支給の制限というのは、やめていただきたいと思います。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

今回の改正につきましては、私どものほうとしても事務事業の見直しの中で、様々な事業の中でどういった部分が見直せるかというところで検討をさせていただいたもの一つということになっておまして、既に全体的な内容につきましても御説明を申し上げさせていただいたものですので、御理解いただければと思っております。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 10 号について採決いたします。

議案第 10 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立 10 名、非起立 3 名）—

賛成多数です。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

### 日 程 第 13

#### 議案第 11 号 津南町医学生等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第 11 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

医学生等に対する修学資金の貸与について町立病院への勤務意思がないものに対し、分割返還の場合は、年 2 % の利息を付し返還していただくため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、福祉保健課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

8 番、村山道明議員。

（8 番）村山道明

この利率というのは、現在の町税延滞金利率に準じているのか。そして、この利率というのは、変動制か固定制か。その 2 点です。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

町の延滞金の率に準じたものではなくて、最も良いのは近隣とのバランス、そういったなかでどういった部分を取られるか。あるいは、ほかの民間の教育ローンとのバランスはやっぱり取る必要があるのではないかという検討に基づきまして、設定させていただいたものということになっております。

変動するかという部分につきましては、今後、世の中の経済情勢が動く場合もありますので、そういった際には検討をさせていただきたいと思っております。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 11 号について採決いたします。

議案第 11 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

#### 日 程 第 14

#### 議案第 12 号 津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第 12 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が 1 月 29 日に交付されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます

細部につきましては、福祉保健課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

10 番、栗原洋子議員。

(10 番) 栗原洋子

1 点お聞きします。今回の賦課額の限度額を上げて、どのくらい財源が増えるのか、教えてください。

議長 (吉野 徹)

福祉保健課長。

福祉保健課長 (鈴木正人)

財源が増えるというよりは、国民健康保険につきましては、支出で支払うべき金額、総額、翌年で支出が予定される金額を保険料の中で賄わなければいけないということになっておりますので、その部分。要は、保険料の総額につきましては変更がないものです。ですので、限度額を引き上げますと、全体として保険料率を少し緩やかにすることができるといえるものです。保険料の総額について変更があるものではなくて、保険料率を、所得の高いかたの限度額を少し引き上げることによって率を下げる、少し緩やかなかたちにすることができるといえるものとなっております。

議長 (吉野 徹)

5 番、桑原義信議員。

(5 番) 桑原義信

今、消費税が去年の 10 月から上がったたりして、本当に町民の生活は苦しくなっているなかで、誰もが本当に安心して医療を受けられるように保険料を本当は下げていただきたいというくらいなのに、やっぱり少しでも保険料を増やさないと方向でもっていったらもらいたくないと思います。国庫負担を増やすように強く国に言うべきだと思いますが、どうでしょうか。

議長 (吉野 徹)

福祉保健課長。

福祉保健課長 (鈴木正人)

町としましては、様々な場面で国庫補助、国庫の助成の拡大につきましては、お話をさせていただきたいと思っております。これまでもしてまいりましたし、今後も継続してお話をさせていただきたいと思っております。

議長 (吉野 徹)

ほかに質疑はありませんか。

— (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 12 号について採決いたします。

議案第 12 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立 11 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 15

### 議案第 13 号 津南町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第 13 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

水道法施行規則の一部を改正する省令において、技術士法施行規則の一部を改正する省令が平成 31 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしく願いたします。

議長（吉野 徹）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 13 号について採決いたします。

議案第 13 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 16

議案第 14 号 津南町簡易水道及び小規模水道条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第 14 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の更新制度が導入されたことによる更新手数料の設定及び水道料金の基本料の見直しをすることに伴い、所要の改正をするものでございます。

細部につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

11 番、津端眞一議員。

（11 番）津端眞一

よく分かりません。今までは、いわゆる工場といいますか、そういう所で多量に使っていた事業所等も新旧対照表の新表では、家庭用と同じ料金になるという理解でいいのですか。

議長（吉野 徹）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

例えば、事業所で A から H 級、この区分けというものの定義がございません。今まで見立てでやっていた状況でございまして、例えば、事業所で B 級、基本水量 30 m<sup>3</sup>という位置づけをしていた事業所があったとすると、30 m<sup>3</sup>を使わなかった場合、事業所としては、損をされるといいますか、払い過ぎといいますか、そういったところをなくす

ために全部一律基本水量、基本料金を一種と二種に改めるというものでございます。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 14 号について採決いたします。

議案第 14 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立 12 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 17

### 議案第 15 号 津南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第 15 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和元年 10 月 3 日に交付されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、教育次長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

1 番、滝沢元一郎議員。

（1 番）滝沢元一郎

職員にということで、津南町の実態は今どうなっていますでしょうか。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

今、保育助手から学童担当ということで4名確保しております。

議長（吉野 徹）

1番、滝沢元一郎議員。

（1番）滝沢元一郎

そのかたは、この研修を受けていらっしゃるのですか。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

4名のうち3名は研修修了済みです。1名のかたは、新たに昨年度からそちらの学童の担当をしております、そのかたは保育士資格を持ってございません。保育士の資格のないかたは、2年間、学童の現場で実績を踏んで、それから初めて県の研修が受けられるということですので、今年もう1年、学童での現場業務が必要であります。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第15号について採決いたします。

議案第15号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

#### 日 程 第 18

議案第16号 令和元年度津南町一般会計補正予算（第9号）

#### 日 程 第 19

議案第17号 令和元年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

#### 日 程 第 20

議案第18号 令和元年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

#### 日 程 第 21



議案第 19 号 令和元年度津南町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

日 程 第 22

議案第 20 号 令和元年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）

日 程 第 23

議案第 21 号 令和元年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日 程 第 24

議案第 22 号 令和元年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

議長（吉野 徹）

議案第 16 号から議案第 22 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 16 号から議案第 22 号まで一括して主なものを御説明申し上げます。

一般会計の総務課関係では、歳入で、県人事交流負担金の増、参議院議員通常選挙費及び新潟県議会議員一般選挙費委託金の減、基金運用収入の増、ふるさと支援まちづくり寄附金の増、前年度繰越金の減、市町村振興協会交付金の増、返納金の増、過疎対策債、公営住宅建設事業債及び学校教育施設等整備事業債の増、臨時財政対策債、緊急防災減災事業債及び災害復旧事業債の減。歳出で、県人事交流負担金の増、ふるさと支援町づくり基金積立金の増、ふるさと納税事務委託料の増、新潟県議会議員一般選挙費、参議院議員通常選挙費及び津南町議会議員一般選挙費の減、防災行政無線設備整備事業委託料の減などがございます。

福祉保健課関係では、歳入で、国及び県の障害者自立支援給付費国庫負担金の増、衛生費国庫補助金の増、後期高齢者医療基盤安定県負担金の減、衛生費県補助金の減。歳出で、国民健康保険特別会計繰出金の減、中条第二病院運営費補助金の減、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金の減、子ども医療費の増などがございます。

地域振興課関係では、歳入で、農林水産業費県補助金の増。歳出で、被災農家等営農再開緊急対策事業補助金の増、強い農業担い手づくり総合支援負担金の増、産地生産基盤パワーアップ事業補助金の増、用排水施設等整備事業負担金の増などがございます。

建設課関係では、歳入で、災害復旧事業負担金の減、公共土木設備災害復旧費国庫負担金の減、道路橋梁費国庫補助金の減、災害復旧事業県補助金の減。歳出で、簡易水道特別会計、農業集落排水事業特別会計及び下水道事業特別会計のそれぞれの繰出金の減、町単道路測量委託料の増、町単町道改良舗装事業の減、除雪機械購入費の減、木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修事業及び空き家再生等推進事業補助金の減、農業用施設災害復旧事業委託料及び工事費の減、林道災害復旧工事費の増、道路橋梁災害復

旧事業委託料及び工事費の減などがございます。

教育委員会関係では、歳入で、回線使用料負担金の減、埋蔵文化財保存活用整備事業及び情報通信ネットワーク環境施設整備事業国庫補助金の増、子ども子育て支援事業県補助金の増、埋蔵文化財調査事業県委託金の減。歳出で、情報通信ネットワーク環境設備事業調査設計委託料及び工事費の増、生徒選奨費の増、遺跡発掘調査委託料の減、埋蔵文化財活用拠点施設整備事業の減などがございます。

国民健康保険特別会計では、歳入で、保険事業費等県交付金の増、一般会計繰入金金の増。歳出で、国保システム改修委託料の減、一般被保険者療養給付費及び高額療養費の増などがございます。

後期高齢者医療特別会計では、歳入で、事務費繰入金金の増、保険基盤安定繰入金金の減、前年度繰越金の減。歳出で、広域連合納付金の減などがございます。

介護保険特別会計では、歳入で、介護給付費国庫負担金の減、調整交付金の減、介護給付費交付金の減、介護給付費県負担金及び介護給付費繰入金金の減。歳出で、介護サービス給付金及び特定入所者介護サービス費の減、介護保険事業財政調整基金積立金の増などがございます。

簡易水道特別会計では、歳入で、水道使用料の減、一般会計繰入金金の減、前年度繰越金の増。歳出で、備品購入費及び消費税の減などがございます。

下水道事業特別会計では、歳入で、一般会計繰入金金の減、前年度繰越金の増などがございます。

農業集落排水事業特別会計では、歳入で、一般会計繰入金金の減、前年度繰越金の増などがございます。

細部につきましては、それぞれの担当課長が説明いたしますので、よろしく願います。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

昼食のため、午後 1 時まで休憩をいたします。 —（午前 11 時 48 分）—

—（休憩）—

会議を再開し、一般質問を続行いたします。 —（午後 1 時 00 分）—

福祉保健課長（鈴木正人）、地域振興課長（小島孝之）、建設課長（柳澤康義）、教育次長（上村栄一）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより一括して質疑を行います。

12 番、草津進議員。

(12 番) 草津 進

総務課長に 1 点お願いいたします。ふるさと納税の関係でありますけれども、寄附を頂いたかたがたに大変感謝をするところでもあります。これは、感謝デーというのはやっていなかったようでございますけれども、今後、どのようなかたちを取るのかについてお願いいたします。それと、返礼品については、主に何があったのかについてをお願いさせていただきます。

地域振興課長でありますけれども、西部ライスセンターであります。これは手狭になったということなのか。1 億円というものは非常に大きな金額でありますけれども、機械等々は入っているのかどうかについてお願いいたします。

以上です。

議長 (吉野 徹)

総務課長。

総務課長 (村山 詳吾)

ふるさと納税の感謝デーの関係ですけれども、昨年・今年と行ってございません。非常にたくさんの金額を頂いておりますので、どのようなかたちができるのか中で検討させていただきたいと思っております。

また、返礼品についてですけれども、やはり以前から話しているとおりコメの返礼品というのが非常に多ございまして、大体 7 割以上がコメの返礼品となっております。それに続くのは、結構細かくいろんな種類を返礼希望されているということで、ほとんどコメというのが多い状況でございます。

以上でございます。

議長 (吉野 徹)

地域振興課長。

地域振興課長 (小島 孝之)

西部ライスセンターの増築工事の関係でございますが、今のところ乾燥ビン 50t 級のものが 10 本既に入っている状況ですが、ここに 50t 級のものを 2 本追加して、全部で 12 本にするという増改築工事を予定してございます。また、平成 3 年に造った古い建物ですので、今現在、かくはん装置が付いていないということで、そのかくはん装置というものも今回全ての乾燥ビンの中に設置するという内容になってございます。利用実績の関係ですけれども、現在、あの施設につきましては 100ha の面積の施設ということになってございまして、利用実績は、面積で言うと 92.2% という状況でございます。モミの処理量につきましては、638t を処理するような規模のものなのですが、モミ処理につきましては、97.8% という状況で、これ以上もう受け入れられないような状況になっております。今、非常に農家の皆さんがライスセンターを使うようなかたが増えてございまして、今回、増改築をしたいということになってございます。よろしくお願ひします。

議長（吉野 徹）

9 番、恩田稔議員。

（9 番）恩田 稔

21 ページの道路改良費、建設課長にお聞きしたいのですが、15 節の工事請負費 3,000 万円がありまして、これがさっき「東北電力㈱」の何かと言ったので、そこをもう一度説明していただけますか。

議長（吉野 徹）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

町単独事業の改良舗装工事で、今年度予定しておりました町道宮野原亀岡線の改良舗装工事、延長 20m ほどの所なのですけれども、その下に東北電力㈱の導水管が入っておって、その上を拡幅して橋といいますか、添架して拡幅しようという計画で設計はできております。これも昨年度から東北電力㈱と敷地の占用の許可申請を出しておっちはいるのですけれども、なかなか許可が東北電力㈱さんのほうから下りないということで、昨年でもできず、今年もできないということでおりました。そのほかに、町単独事業の町道改良舗装工事、船山新田反里口線とかほかの工事の減額による減でございます。宮野原亀岡線につきましては、先月、やっと東北電力㈱から契約ができるということで、次年度予算に計上してございます。

議長（吉野 徹）

9 番、恩田稔議員。

（9 番）恩田 稔

はい、分かりました。ただ、町が出している工事では非常に大きいと思いますし、そういった理由があれば仕方がないのですけれども、できるだけ予算を消化していただきたいと思いましたので、お聞きしました。

以上です。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

1 番、滝沢元一郎議員。

（1 番）滝沢元一郎

福祉保健課長にお尋ねしますが、国民健康保険の関係で高額療養費が多額なのですが、これは、内訳は何名分でしょうか。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

特に何名分ということではないのですけれども、高額療養費につきましては、基本的に就学前のお子さんの保険給付費は御自身の負担が2割ということになっていますので、8割を保険給付、要は国民健康保険が持つべきもの。それ以上のかたにつきましては、3割の御負担というのが基本になっていますので、7割を保険給付費という所から支払わせていただいております。そのほかに、御本人の負担が2割あるいは3割のかたにつきましても、例えば入院等で手術があったという話になりますと、医療費が非常に高額になるときがございます。そういったときには、それぞれの所得の区分に応じまして、今、きめ細やかに段階が設定されていまして、1か月の支払いの金額が幾らまでということによって上限が設定されるようになっております。そういった部分について、高額な医療費があったときには、保険給付の通常の7割あるいは8割の給付を超えた分の後には、御自分の自己負担の上限までの部分で高額療養費という所からお金を支給させていただいているところです。先ほど、保険給付費の補正の中で高額な医療の支出があったということ、実は、先月の支払いの中で1件700万円を超えるような医療費が掛かったかたがいらっしゃいました。このかただけではないのですけれども、ほかにも幾つかこういった給付の大きなかたがいたものですから、年度末を見るに当たって、あとふた月分、私どもは医療費の支払いがあるので、そこを見込んだときに少し金額が不足するというので、今回、補正をさせていただくものです。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

まず、総務課長に1件、14ページのふるさと納税の件ですが、雑入の中の返納金がさっきの説明だと令和元年の8月までの返礼品がと、あまりよく理解ができなかったので、申し訳ありませんが、もう1回説明してください。

それから、建設課長にお伺いしたいのですが、13ページの住宅費補助金。耐震工事とかこれらに関しての補助事業なのですけれども、これは、芽出しという意味で1軒分が上がっていたのでしょうか。新年度も同じ額で上がっているかと思うのですが、この補助事業が実際に町内で実施されたことが過去にありますか。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

先ほどのふるさと納税の関係の返納金のことでございます。今年度分ですけれども、ふるさと納税の取り扱いが昨年の方針が厳しくなりまして、8月から新しい方針になってございます。いわゆる返礼品は（寄附額に対して）3割までしか駄目だというふうにつくってございます。返礼品の送料につきましては、今までは、ふるさと納税は1割ということで、自動的に1割お支払いしていたのですけれども、今度はそこを精査するということ、実際に払ったお金、実費分で清算することになってございます。そして、ふるさと納税を納めていただいたかたで、まだ返礼品を受け取っていない、8月までにその手続きをしていないかたが結構いらっしゃいます。そのかたについて、本来であれば、もう10%業者に渡ってあるのですけれども、今回から清算というかたちになりましたので、それを1回払った段階で、また業者から合わさって郵送料ということで請求が来ますので、そこをきちんと整理するために、今まで10%で払っていた部分を1回返してもらって、これからまた請求があった者に対して、実際の実費分をこちらから払うというかたちを取りたいと、そうなってございますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

住宅の耐震診断と耐震改修でございます。こちらにつきましては、今年度実績がゼロということで、予算を減額させていただいております。こちらの事業は、昭和57年7月以前に建てられた住宅が対象ということで、それについての耐震診断でどうかというものの事業でございます。北部地震後の平成25年、26年、件数は把握できておりませんが、年に2件ほどの実績はございます。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（吉野 徹）

議案第16号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第16号について採決いたします。

議案第16号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第17号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 17 号について採決いたします。

議案第 17 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第 18 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 18 号について採決いたします。

議案第 18 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第 19 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 19 号について採決いたします。

議案第 19 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第 20 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 20 号について採決いたします。

議案第 20 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第 21 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 21 号について採決いたします。

議案第 21 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第 22 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 22 号について採決いたします。

議案第 22 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 25

議案第 23 号 財政調整基金の処分について

日 程 第 26

議案第 24 号 令和 2 年度津南町一般会計予算

日 程 第 27

議案第 25 号 令和 2 年度津南町国民健康保険特別会計予算

日 程 第 28

議案第 26 号 令和 2 年度津南町後期高齢者医療特別会計予算

日 程 第 29

議案第 27 号 令和 2 年度津南町介護保険特別会計予算

日 程 第 30

議案第 28 号 令和 2 年度津南町簡易水道特別会計予算

日 程 第 31

議案第 29 号 令和 2 年度津南町下水道事業特別会計予算

日 程 第 32

議案第 30 号 令和 2 年度津南町農業集落排水事業特別会計予算

日 程 第 33

議案第 31 号 令和 2 年度津南町病院事業会計予算

議長（吉野 徹）

議案第 23 号から議案第 31 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 23 号から議案第 31 号まで一括して説明申し上げます。

令和 2 年度の予算規模につきましては、一般会計で 65 億 4,800 万円、対前年度比 2.09%の増、特別会計及び病院事業会計では、総額で 51 億 4,084 万円、対前年度比 2.66%の増となり、一般会計・特別会計・病院事業会計を合わせた総予算額では、116 億 8,884 万円、対前年度比 2.34%の増となりました。各予算の主要な施策につきまし



ては、施政方針で申し上げたとおりでございます。

令和2年度の一般会計予算及び各種特別会計予算につきまして、十分なる御審議を賜り御承認くださるようお願い申し上げますとともに、計画いたしました各事業が円滑に推進できますよう、議員の皆様をはじめ町民の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

議長（吉野 徹）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日から3月11日まで休会とし、本日から4日までの委員会審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、明日から3月11日まで休会することに決定いたしました。

3月12日は定刻の午前10時に開議することとし、本日はこれにて延会いたします。

—（午後2時09分）—